

化学プロセス研究コンソーシアム
ナノ材料プロセス研究グループ 規約

令和2年3月12日制定
令和3年1月14日改正
令和3年3月25日改正

(目的及び設置)

第1条 化学プロセス研究コンソーシアム規約第1条に基づき、化学プロセス研究コンソーシアムの中に、各種ナノ材料の高効率製造法の実用化・事業化・市場化を促進するため、ナノ材料のプロセスサイエンスの研究、普及活動を産学連携で促進することを目的として、ナノ材料プロセス研究グループ（以下「本グループ」という。）を設置する。

(代表者)

第2条 本グループの代表者を京都大学大学院工学研究科・教授 河瀬 元明とする。

(会員及び年会費)

第3条 本グループは、本グループの目的に賛同する次の者により構成されるものとする。

(1) 代表者

(2) 法人会員 年会費：40万円

ただし、マイクロ化学生産研究グループの法人維持会員にも参加する場合は28万円

(3) 個人会員（大学研究者など本グループに貢献すると代表者が認めた個人）年会費：無料

なお、年会費は原則各年4月1日から翌年3月31日までの分とする。また、法人会員は京都大学が発行する請求書に基づき年会費を支払うものとする。

(入会等)

第4条 本グループにおける入会等については次のとおり取り扱うものとする。なお、退会、除名、解散後も第10条の秘密保持義務は遵守しなければならない。

(1) 入会、継続 入会ならびに継続を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表者がこれを承認することで入会または継続とする。なお、年会費は申込時期にかかわらず第3条に定める額とする。

(2) 退会 退会を希望する者は、代表者に申し入れることによりいつでも退会できる。ただし、年会費の返還はないものとする。

(3) 除名 本規約に違反するなど、本グループの活動に支障があると代表者が判断した場合は除名することができる。

(4) 解散 代表者は各会員と協議の上、本グループを解散できるものとする。なお、京都大学の責により年度途中で解散するときは、年会費の一部を返還する。

(会員への提供)

第5条 本グループは次の活動を行う。

(1) 本目的に関連する研究成果、最新研究動向に係る情報の提供（年に2回程度）

(2) 勉強会、講習会などの学習機会の提供（1口あたり3名まで受講可能）
なお、講義実習内容及び追加受講のための会費は代表者が別途定める。

(3) 会員間の交流機会の提供

(4) その他、代表者が必要であると判断した活動

なお、代表者又は会員による提案にて特別な活動を実施する場合、代表者は希望する会員に対して年会費とは別に負担を求めることができる。（装置利用や技術相談など）

(運営及び事務局)

第6条 本グループの運営は、代表者の指示により、事務局である京都大学が担当する。なお、会員は代表者及び事務局に対して意見、提案を行うことができる。

(公表事項)

第7条 本グループの概要ならびに参加する会員名は公表するものとする。ただし、非公表を希望する者を除く。

(総会)

第8条 代表者もしくは複数の法人会員の発議により、総会を開催するものとする。

(知的財産権)

第9条 本グループの活動により生じた発明等については、当該発明等に係る関係者間において協議によりその帰属や持分を定めることとする。

(秘密保持)

第10条 本グループの活動において取り扱う情報は、秘密情報を含まないものとし、受領者も秘密情報として取り扱う義務を負わないものとする。ただし、第5条において会員へ提供される配布物は、代表者の了解なく本グループの会員以外に提供してはならない。

(経理)

第11条 本グループの事務局は、法人会員の求めがあれば経理報告を行う。また、年会費のうち20%相当を事務費として徴するものとする。

(期間)

第12条 本グループは、2020年4月1日に開始し、2023年3月31日まで実施する。なお、代表者の判断により延長することができる。

(免責)

第13条 本グループの活動は、すべて自己の責任において遂行されるものであり、いかなる事故や損傷などが生じても本グループは一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第14条 この規約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの規約に定めのない事項については代表者、法人会員が協議の上、解決するものとする。

以 上